

鳥取市バレーボール協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は鳥取市バレーボール協会という。

(目的)

第2条 この会はバレーボールを愛好する個人ならびに団体相互の緊密なる連携を図るとともに、併せてバレーボールを愛好する鳥取市民相互の親睦と体力向上、スポーツ精神の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 各種競技会の開催運営ならびに支援協力実施
- (2) 各種団体のバレーボール発展のための指導育成
- (3) 講習会・研修会の開催および指導者の育成
- (4) 鳥取県バレーボール協会への加盟
- (5) 鳥取市体育協会への加盟
- (6) その他この会の目的達成のために必要な事業

(所在地)

第4条 この会の事務局は理事長の自宅もしくは勤務所に置く。

(会員)

第5条 この会は、原則として鳥取市内に居住または勤務または通学しているバレーボール愛好者ならびに関係者をもって組織する。

第2章 会議および機関

(種別)

第6条 この会の会議は、理事総会・常任理事会・三役会とする。
付随する会議および機関として、事務局会議・会員総会・実行委員会を置く。
各会議の構成役員は下記のとおりとし、理事総会・常任理事会については事務局も会議に参加するが議決権は有しない。

- (1) 理事総会（会長・副会長・理事長・副理事長・監事・常任理事・理事・）
- (2) 常任理事会（会長・副会長・理事長・副理事長・監事・常任理事）
- (3) 三役会（会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・会計長）
- (4) 事務局会議（会長・理事長・総務委員長・事務局長・会計長・事務局員）
- (5) 会員総会（上記(1)・(2)と名誉会長・名誉副会長・特別顧問・顧問・参与・事務局・その他会員）
- (6) 実行委員会（常任理事会で推薦された委員・事務局）
- (7) 選考委員会（会長指名の常任理事5名および事務局長・会計長）

(機能)

- 第7条
1. 理事総会は本協会の最高議決機関であり、次の事項を決議する。
 - (1) 規約の改定に関すること
 - (2) 他団体への加入・脱退に関すること
 - (3) 予算・決算に関すること
 - (4) 選考委員会が推挙した役員の承認に関すること
 - (5) その他この会の運営に関すること
 2. 常任理事会は理事総会に次ぐ議決機関であり、次の事項を決議する。
 - (1) 理事総会より委任された事項に関すること
 - (2) 理事総会に付議すべき事項に関すること
 - (3) 他団体との連絡提携に関すること
 - (4) 特別会計の出納に関すること
 - (5) その他、理事総会の決議を要しない会務の執行に関すること
 3. 三役会は緊急事項の対応および意志統一機関である。また、次の役員の承認を行う。
 - (1) 会長が指名した事務局長・会計長（承認後、三役会に加わることができる）
 - (2) 会長が指名した専門委員長
 - (3) 各支部・各連盟から推挙された役員
 - (4) 専門委員長が指名した専門副委員長
 - (5) 会長が推薦した理事
 - (6) 事務局長が指名した事務局員
 4. 事務局会議は、各種会議の開催など協会運営に関する事項の調整を行う。また、鳥取県バレーボール協会・鳥取市体育協会など他団体からの連絡事項について報告を行いその対応を検討する。
 5. 会員総会は、会員の親睦を主とする。理事総会の決議事項について報告することがある。
 6. 実行委員会は、鳥取県バレーボール協会からの要請に基づき、鳥取市で開催される大規模大会の準備・運営にあたる機関である。

7. 選考委員会は、役員の改選にあたり「会長、副会長、理事長、副理事長および監事」を選考する。
また、選考委員長の選出、委員会の開催・運営については以下のとおりとする。
- (1) 選考委員の互選により選考委員長1名を選出する。
 - (2) 選考委員長は、選考委員会の運営を統括し、常任理事会および理事総会で選考結果の報告を行う。

(開催)

- 第8条
1. 理事総会は毎年度末(3月)に開催する。ただし、会長が必要と認めた場合または、理事現在数の3分の1以上から開催の請求がなされたときは、臨時の理事総会を開催しなければならない。
 2. 常任理事会・三役会・事務局会議は、必要な都度随時開催する。

(招集)

- 第9条 各会議の招集は次のとおりとする。
- (1) 理事総会および常任理事会は、会長の指示により事務局が招集する。
 - (2) 三役会は、理事長の指示により事務局が招集する。
 - (3) 事務局会議および実行委員会は、事務局長が招集する。
 - (4) 選考委員会は、選考委員長の指示により事務局長が招集する。

(議長)

- 第10条 理事総会および常任理事会の議長は、副会長が行う。
三役会の進行は理事長、事務局会議および実行委員会の進行は事務局長が行う。

(定足数)

- 第11条 理事総会および常任理事会は、理事または常任理事の現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その会議を開くことができない。ただし、欠席の役員から当該議事につき事前に書面をもって委任の意思を表した場合は出席と見なす。

(決議)

- 第12条 会議の決議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

- 第13条 会議の討議内容、決議内容など必要事項を記載した議事録を作成し保存する。会長が重要事項であると判断した場合は、その議事録を関係役員に配布する。議事録の作成は事務局が行い、事務局長が責任をもって保存する。議事録の保存期間は6年間とする。(データ形式での保存も可とする。)

第3章 役員および事務局

(役員構成)

- 第14条 この会に、次の役員を置く。
- (1) 会長1名、副会長若干名
 - (2) 理事長1名、副理事長若干名
 - (3) 常任理事17名以内、理事23名以内と会長推薦理事若干名
 - (4) 監事(会計監査)2名
 - (5) 名誉会長1名以内、名誉副会長若干名
 - (6) 特別顧問1名以内、顧問若干名、参与若干名
 - (7) 事務局長1名、会計長1名、事務局員若干名

(選出と承認)

- 第15条
1. 会長、副会長、理事長、副理事長および監事は、選考委員会が推挙し、理事総会で承認する。
 2. 常任理事は、各支部・各連盟から推挙され三役会で承認する。また、専門委員長は会長が指名し三役会で承認する。常任理事の人数区分は下記のとおりとする。

(1) 鳥取(旧鳥取市)	2名以内
(2) 気高(旧気高町)	1名以内
(3) その他7支部 (青谷・鹿野・河原・用瀬・佐治・国府・福部)	2名以内
(4) 連盟(各1名以内)	7名以内
(5) 専門委員長(各1名)	5名
 3. 理事は、各支部・各連盟から推挙され三役会で承認する。また、専門副委員長は専門委員長が指名し三役会で承認する。理事の人数区分は下記のとおりとする。

(1) 鳥取(旧鳥取市)	4名以内
(2) 気高(旧気高町)	2名以内
(3) その他7支部(常任理事以外の支部)	5名以内
(4) 連盟(各1名以内)	7名以内
(5) 専門副委員長(各1名以内)	5名以内
(6) 会長推薦者	若干名
 4. 名誉会長、名誉副会長、特別顧問、顧問、参与は常任理事会において推薦し、理事総会で委嘱する。
 5. 事務局長、会計長は理事長の推薦により会長が指名し、三役会で承認する。また、事務局員は、事務局長が指名し、三役会で承認する。

(役員職務)

第16条 この会の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、その会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長および副会長を補佐し、理事総会の決定にもとづきその職務を専務統括する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し必要場合は職務を代行する。
- (5) 常任理事は、常任理事会に付議された事項の決議を行う。また、各専門委員長はそれぞれの専門委員会の所管業務を執行する。
- (6) 理事は、理事総会に付議された事項の決議を行う。
- (7) 監事は、この会の会計および事業の執行について監査し、その結果を常任理事会および理事総会に報告しなければならない。
- (8) 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事は、上記1～7の職務とは別に、この会の運営に関する事項について常任理事会および理事総会に付議する議案を提出することができる。
- (9) 名誉会長、名誉副会長および特別顧問、顧問、参与は重要な事項について会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
- (10) 事務局長は、会長ならびに理事長の命を受けてこの会の一切の文書作成・会議招集など本規約に定める事務局所管業務を専任する。この場合において、遅滞なく業務が遂行できるよう、事務局で所管業務の分担を行うなど事務局全体を統括する。
- (11) 会計長は、この会の一切の会計事務を司る。また、事務局長を補佐し必要場合は職務を代行する。
- (12) 事務局員は、事務局長および会計長を補佐し、この会の事務局所管業務全般にあたる。

(役員任期)

第17条 1. この会の役員任期は2ヶ年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補欠、または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3. 役員は、任期満了の場合、または自己の都合により辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、必要に応じその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 この会の役員は、次の各号の一つに該当するときは、理事総会の決議を経て、役員を解任することができる。

- (1) 本人の都合により辞任の申し出があったとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行が困難であると認められるとき
- (3) 職務上の義務違反、その他、役員にふさわしくない行為があったと認められるとき

第4章 専門委員会

(専門委員会と任務)

第19条 理事総会の決議を得て、事業遂行のため次の5つの専門委員会をおく。

- (1) 指導普及委員会は、指導者の研修・養成、バレーボール競技の普及などに関する事業を遂行する
- (2) 強化委員会は、選手強化、技術の向上に関する事業を遂行する
- (3) 競技委員会は、競技会の準備・開催など競技に関する事業を遂行する
- (4) 審判委員会は、競技会の審判、審判員の養成など審判に関する事業を遂行する
- (5) 総務委員会は、広報、表彰、事務局の支援など、総務に関する事業を遂行する

(委員の選出)

第20条 各専門委員会の委員長・副委員長・委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は会長が指名し、三役会で承認する
- (2) 委員長は必要に応じ副委員長を指名し、三役会で承認する
- (3) 委員長は必要に応じ委員を若干名指名し、三役会で承認する

(役員任務)

第21条 各専門委員長は、所管業務を統括執行し、事業の推進にあたる。また、専門委員長の役職は常任理事、副委員長の役職は理事、委員の役職は理事または会員とする。

第5章 支部

(目的)

第22条 理事総会の決議を得た事業遂行のために、9地区（旧鳥取市・気高・青谷・鹿野・河原・用瀬・佐治・国府・福部）に支部をおく。

- (1) 支部内のバレーボール人口の拡大と相互の親睦を図る
- (2) 9支部間の連帯を深め、第2条(目的)達成のため活動する
- (3) 各支部は事業計画を自主運営で行い継続・発展させる
- (4) 役員名簿、事業計画などについては理事総会に提出する

(役員選出)

第23条 支部内規により選出し、第15条 2～3の常任理事および理事を推挙する。

第6章 連 盟

(目的)

第24条 理事総会の決議を得た事業遂行のために、7連盟（小学生連盟・中体連・高体連・社会人連盟・ママさん連盟・ソフト連盟・ビーチ連盟）をおく。

- (1) 連盟内のバレーボール人口の拡大と相互の親睦を図る
- (2) 県協会の該当連盟と市協会専門委員会と連携を深め、第2条(目的)達成のため活動する
- (3) 各連盟は事業計画の遂行を自主運営で行い継続・発展させる
- (4) 役員名簿、事業計画などについては理事総会に提出する

(役員選出)

第25条 各連盟内規により選出し、第15条 2~3の常任理事および理事を推挙する。

第7章 会 計

(資産の構成)

第26条 この会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 助成金
- (2) 事業収入
- (3) 事業委託金
- (4) 分担金
- (5) 寄付金
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) 備品の管理および受除却
- (8) その他の収入

(資産の管理)

第27条 1. この会の資産は、会長が管理し、その方法は常任理事会の決議により定める。

2. 備品の管理受除却については事務局長が管理する。

(経費の支弁)

第28条 この会の経費は資産をもって支弁する。

(予算および決算)

第29条 この会の収支予算は、常任理事会の決議を経て定め、収支決算はその年度末財産目録とともに会計監査の監査を経て、理事総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第30条 1. この会は、特別な経費に充てるため常任理事会の決議を経て基金として積み立てることができる。

2. 基金の運用から生ずる利益は、基金特別会計に計上し整理するものとする。

3. 基金はこの会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、常任理事会の決議を経てその一部を処分することができる。

(会計年度)

第31条 この会の会計年度は、3月に開催される年度末の理事総会の日に始まり、翌年の3月に開催される年度末の理事総会の前日に終わる。

(会計帳簿)

第32条 この会の事務局会計に、次の会計帳簿を備えなければならない。

- (1) 予算整理簿
- (2) 現金出納簿
- (3) 証拠書類
- (4) 定期預金証書および預金通帳
- (5) 備品台帳
- (6) その他必要な書類および帳簿

第8章 雑 則

(委任)

第33条 この規約についての細則は、常任理事会の決議を経て別に定める。

(規約の改定)

第34条 この規約を改定するときは、常任理事会、理事総会の承認を得ること。

付 則 (施行期日)

この規約は、平成17年3月12日から施行する。

- | | | |
|-----|------------|------|
| 付記1 | 平成19年3月18日 | 一部改定 |
| 付記2 | 平成25年4月6日 | 一部改定 |
| 付記3 | 平成27年3月14日 | 一部改定 |

鳥取市バレーボール協会 慶弔規程

第1条 この規程は、本協会会員相互の親睦と助け合いを図ることを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、細則を定める。

- 細 則
- (1) 会員の慶事は、会員相互で個別に行う。
 - (2) 弔意を表す場合。（鳥取市バレーボール協会規約第16条の役員を対象とする。）
 - イ. 役員本人の死亡 …………… 香典(10,000円)・花輪1輪・会員会葬
 - ロ. 役員の配偶者の死亡 …………… 香典(10,000円)・花輪1輪・代表者会葬
 - ハ. 一親等の直系尊属(父母)、同卑属(子) …… 香典(5,000円)・花輪1輪・代表者会葬
 - ニ. その他の弔事は、会員相互で個別に行う。
 - (3) 本人の病氣(怪我)の場合は、会員相互で個別に見舞う。
 - (4) 急を要する場合は、会長または理事長の判断で対応し、理事総会で報告する。
 - (5) その他必要に応じて、三役会で協議の上、対応する。
 - (6) お返しは受けない。

付 則 この規程は平成17年3月12日より施行する。

付記1 平成25年4月6日 一部改定

『主な改定項目』

呼称変更			「事務局会計長」→「会計長」
役職追加			「特別顧問」・「事務局員」・「選考委員長」
語句変更			「決議機関」→「議決機関」
第1章	第2条		「鳥取市民（バレーボール愛好者）」を変更
	第3条	(4)	鳥取県バレーボール協会への加盟を追加
	〃	(5)	鳥取市体育協会への加盟を追加
	第4条		事務局長を理事長に変更
	第5条		「居住地または勤務地が鳥取市内の」を変更
第2章			第2章「機関」と第3章「会議」と統合し「会議および機関」へ
	第6条		現行規約第9条を第6条に移行し、付随事項を追加
	〃	(1)	理事総会から事務局長・事務局会計長を削除
	〃	(2)	常任理事会から事務局長・事務局会計長を削除
	〃	(4)	事務局会議を追加
	〃	(5)	会員総会に特別顧問・事務局を追加
	〃	(6)	現行規約第8条「実行委員会」を第6条に移行し整理
	〃	(7)	現行規約第18条「選考委員会」を第6条に移行し整理
	第7条	1	「この規約に定めるもののほか」を削除
	〃	(1)	「規約の改定ならびに変更」を「規約の改定」に変更
	〃	一	(5)と重複のため「この会の事業運営に関すること」を削除
	〃	(3)	「…決議、承認」を削除
	〃	(4)	選考委員会が推挙した役員の承認を追加
	〃	2	「この規約に定めるもののほか」を削除
	〃	(4)	特別会計の出納を追加
	〃	3	三役会の権限を整理
	〃	4	事務局会議の項目を追加
	〃	6	「県協会からの要請に基づき実行委員会を組織する」を明記
	〃	7	(1) 選考委員長の選出の項目を追加
	〃	(2)	選考委員長の職務の項目を追加
	第8条	1	理事総会の開催時期、臨時理事総会開催の条件を整理
	〃	2	事務局会議を追加
	第9条	(1)	「会長の指示で事務局が招集」に変更
	〃	(2)	「理事長の指示で事務局が招集」に変更
	〃	(3)	事務局会議の招集を追加
	〃	(4)	選考委員会の招集を追加
	第11条		欠席役員の委任を具体的に標記
	第13条		議事録の内容を具体的に標記
第3章			「役員および事務局員」を「役員および事務局」に変更
	第14条	(6)	特別顧問を追加
	〃	(7)	事務局員若干名を追加
	第15条	2	三役会で承認を追加
	〃	2	(4) 連盟（各1名以内）に変更
	〃	3	三役会で承認を追加
	〃	3	(4) 連盟（各1名以内）に変更
	〃	3	(5) 専門委員会を専門副委員長（各1名以内）に変更
	〃	4	特別顧問を追加
	〃	5	三役会で承認を追加、事務局員の項目を追加
	第16条	(5)	常任理事の職務を整理
	〃	(7)	常任理事の職務に「常任理事会に報告」を追加
	〃	(8)	理事総会に付議する議案を提出を職務に追加
	〃	(10)	事務局長の職務を整理
	〃	(11)	会計長の職務に「事務局長を補佐・代行」を追加
	〃	(12)	事務局員の職務を追加
第4章	第19条	(1)	指導普及委員会の任務を整理
		(3)	競技委員会の任務を整理
		(5)	総務委員会の任務を整理
	第20条		専門委員長・副委員長・委員の選出を整理
	第21条		専門委員長・副委員長・委員の任務を整理
第5章	第22条		9地区を標記
	第23条		常任理事を追加
第6章	第24条		7連盟を標記
	第25条		常任理事を追加
第7章	第26条	(1)	「補助金」を「助成金」に変更
	第31条		会計年度を変更

